

パートナーシップを推進するための方策の提言

受託自治体：千葉県松戸市

【調査の目的】

2003年10月、公募市民56名を中心とした「松戸市パートナーシップ検討委員会」より提言された「市民活動の促進とパートナーシップ構築の方針、ならびに、『まつど市民活動サポートセンター』の運営・機能に関する提言」を受け、「松戸市パートナーシップ条例」の策定の準備段階から、市民活動団体と行政が協働してそれぞれの役割を担い連携することで、より重層的なパートナーシップの構築を実践していく。さらに、市民活動団体が調査・研究を担うことで、市民参加に関する松戸市の現状と課題、課題解決のための具体的な方策や体制等について、様々な立場の市民の意見を幅広く聴取、把握し、「松戸市パートナーシップ条例案策定委員会」へ提案することで、松戸市パートナーシップ条例に調査成果を反映することを目的とする。

【調査の内容】

はじめに市民活動団体・まつど市民活動サポートセンター・松戸市の三者により事務局機能をもつワーキングチームを設置した。そこをコアにして、広く、市民や市民活動団体に呼びかけ、コミュニティーワーカー養成講座を開催し、その修了者であるコミュニティーワーカーとコアのメンバーでワーキングチームを形成した。

このチームが主軸となって、「市民参画に係る現状・課題」「市民と行政が対等に協働・連携していくための具体的な方策や体制」をテーマに、環境、子育て支援、福祉分野などの市民活動団体、学校、地縁団体、企業などを対象にヒアリング調査を行った。同時に、ワークショップや講座による調査を行い、広く市民の意見を聴取した。また、こうした調査活動を通じて、市民参加と協働の検証も行った。

これらの調査から得たデータをもとに、ワーキングチーム内で考察を行い「パートナーシップ条例案策定委員会」への提案を作成した。

【調査の結果】

本調査は、「ヒアリング調査」「ワークショップ調査」「講座調査」「参加と協働の検証」「パートナーシップ条例案策定委員会への提案」から構成される。概要は以下のとおり。

1. ヒアリング調査

ワーキングチームのメンバーが「松戸市における市民参画及び協働に関する実態調査」を64団体に対してヒアリング形式で実施した。

- ・ パートナーシップの形態を、受託型、ボランティア登録による受託型、プログラム提案型、受託発展型、ネットワーク提案型に分類できた。

- ・ 活動団体におけるパートナーシップの意義を、団体の認知度が上がる、活動意識の向上・スキルアップ、活動の拡大、資源等の補完・軽減、資金面での不安解消、自治活動への発展、その他に分類できた。
- ・ 活動団体におけるパートナーシップの推進の課題については、リーダーの資質、組織ミッションが不明確、顧客満足度、PR不足、マネジメント力が弱い、企画・提案・実行力が不足、財政基盤が弱い、人材の量・質の確保ができない、ネットワーク不足、コミュニティの不足等が挙げられている。
- ・ パートナーシップを推進する際の相手方の課題としては、活動団体のミッション・目標・活動内容について情報の共有ができていないことや、社会問題をパートナーシップにより解決することを行政運営の基本にできていないことが挙げられている。

2. ワークショップ調査

市民の意見を幅広く聴取するためにワークショップ調査を実施した。

- ・ パートナーシップ条例に必要な仕組みについて参加者が話し合い、「パートナーシップを推進するサンサンシステム」「市民と大学と行政との協働開発プロセスを共有する仕組み作り」「地域コミュニティ・自治の形成」「行財政改革」の4つの仕組みをまとめた。
- ・ 4つの仕組みを連動させる新たな仕組みについて、広く市民にパブリックコメントを求め、パートナーシップ条例案策定委員会への提案に反映させた。

3. 講座調査

シニアの市民参加に関して、講座というきっかけを作ることにより、仲間づくりと団体のたち上げがどこまで可能であるのか、実践的な組織をどこまで仕掛けることができるかを検証した。

- ・ この講座を通じて、公共施設にAED（自動対外式除細動器）設置の促進活動を行う団体が立ち上がり、実際の活動がはじまった。シニアは経験も技量も蓄積があるので出会いの場を提供すれば社会貢献活動に参加することが実証できた。

4. 参加と協働の検証

今回の調査は、ワーキングチームの形成自体が市民参加と協働の検証となった。

- ・ ワーキングチームが、調査の方向性の決定とヒアリングのための訪問調査、ワークショップのファシリテーターや報告書の執筆といった実質的な作業まで担っており、このこと自体が、パートナーシップ条例案策定への市民参加と、行政との協働の実証となった。
- ・ 市民参画していくためのプロセスと必要な知識や技術を習得する場を提供すれば、市民は、それぞれがもつ社会経験やスキルを発揮し、自発性と責任感を持って仕事を全うすることが実証できた。

5. パートナーシップ条例案策定委員会への提案

(1) 「市民自治の形成のためのパートナーシップ条例」を提案

パートナーシップ条例に求める役割という観点から、以下の内容を提案した。

- ・ 地域のさまざまな課題について、地域に住む人たちは自分たちのことは自分たちでどうするか決めたいと思っている。市民活動団体は、課題解決を自分たちが担おうと行動している。企業や大学は、そのためのスキルや資源を提供できると考えている。これらをつなぎ合わせるための条例は、「市民自治の形成」を目的としたものであるべきである。
- ・ ここからイメージされる条例は、市民活動と行政との連携に範囲が限定されたり、実施体制や実際の手続きの規定であったり、支援したりされたりという上下関係を作るものではなく、松戸市の地域社会の基盤を作り上げるための条例である。
- ・ これから、松戸市が行政としてどこまでを守備範囲とするのか、市民はどのような形でどこまで参加し仕事を担うのか、そして互いが目指すものは何か、それを最終的には市民の代表である議会がチェック・立法機能として担うことを互いに共有することが重要である。
- ・ また、同じ目標を持った協働事業は、手を組むところからその成果まで、見えやすくわかりやすい、透明性の高いものでなくては、市民の支持は得られない。そのために、さまざまな斬新な取り組みが実験的に行えるような土壌が必要であり、時間をかけた試行錯誤を保障する条例であることを望む。

(2) パートナーシップを成功させるための 10 のヒントを提案

- ① 自立して実績をつくる
- ② 評価のしくみをつくる
- ③ 行政を変える
- ④ いっしょに考え、いっしょにつくる
- ⑤ 公的支援システムをつくる
- ⑥ どうしていいかわからない人たちへの材料提供
- ⑦ 企業の参画・支援
- ⑧ 自治の担い手を育てるしくみをつくる
- ⑨ 情報・資源・知恵の共有できるしくみをつくる
- ⑩ 気軽に集まれ話し合える場をつくる

(3) 協働事業協議会の設置を提案

パートナーシップを推進していくための仕組みとして、協働事業協議会の設置を提案した（次頁図参照）。

【調査の活用方法】

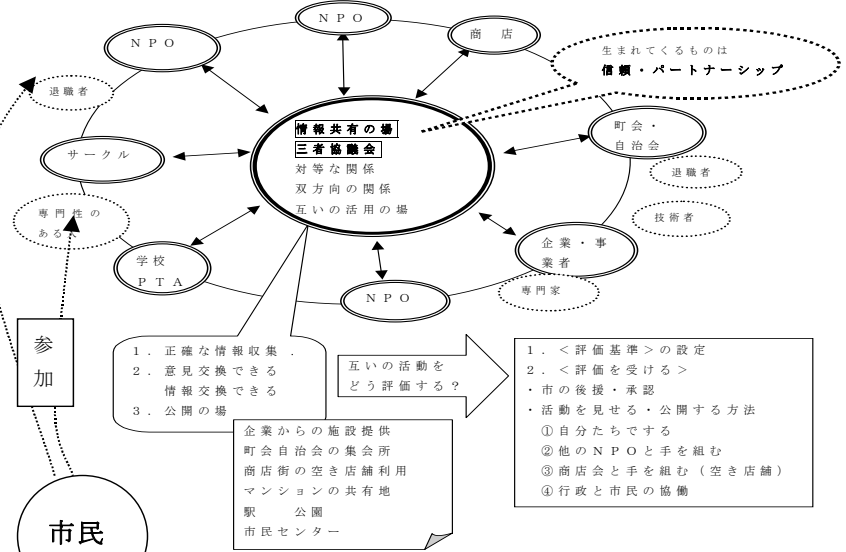
松戸市パートナーシップ条例案策定委員会に検討資料として提案し、平成 18 年度施行予定の（仮称）松戸市パートナーシップ条例に調査を反映させる。

「協働事業協議会」の設置を提案します。

〇〇を△△のようにしたい。そのための提案が□□である。
 その中で私たちは××を担う。行政が☆☆を担えば〇〇は今以上に△△になる。

地域A

「パートナーシップを推進するサンサンシステム」

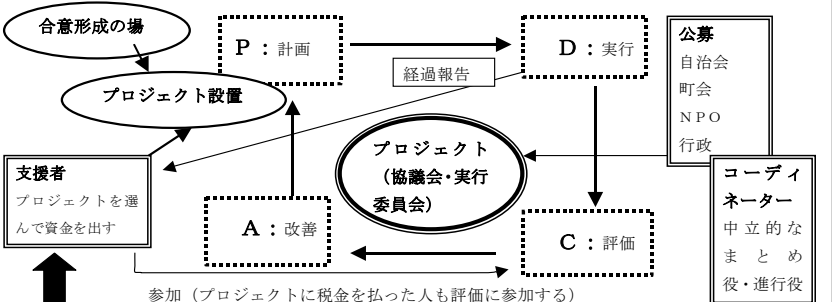
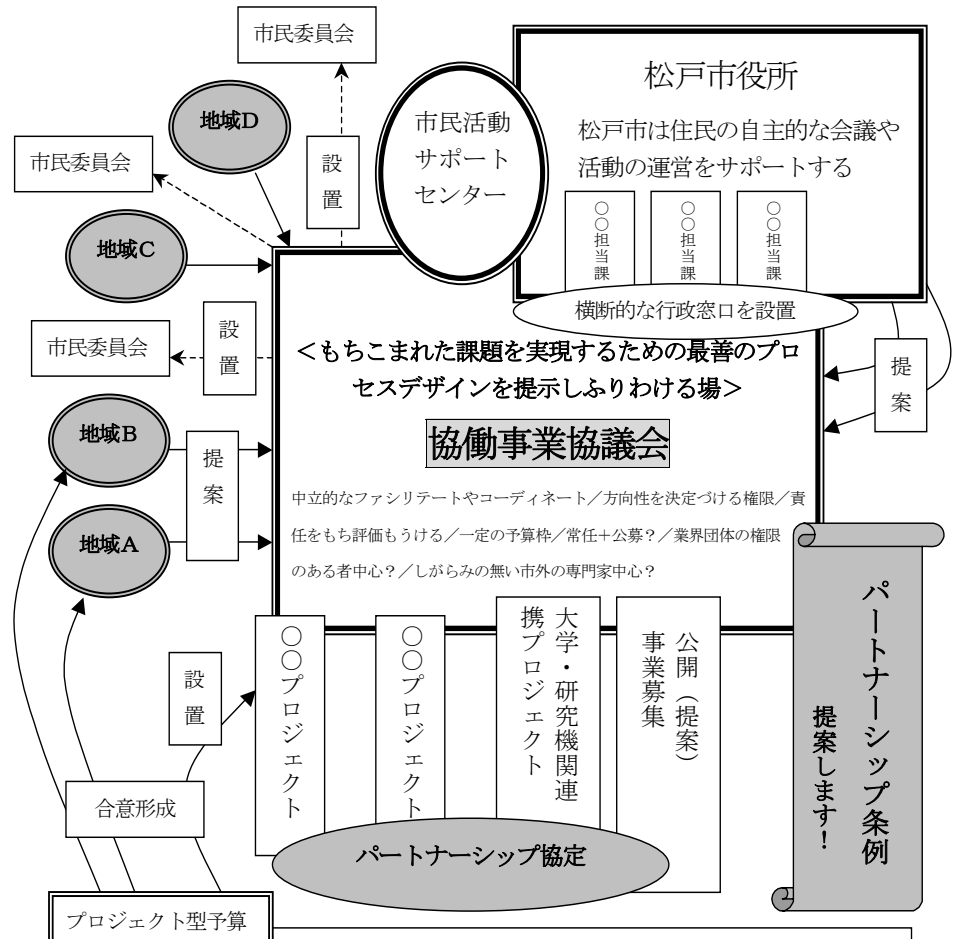


市民

市民主催タウンミーティング
 ここで解決できることはここで解決
 問題提起・要望にとどまらない
 地域通信員がファシリテーター

交流サロン
 地域に一つ

松戸市のパートナーシップ施策については松戸市トップページ <http://www.city.matsudo.chiba.jp/>
 →「暮らしの情報」→「パートナーシップ」をご覧ください。



- 企業: 企業の社会貢献活動として賛同するプロジェクトに投資(お金・物・場所・社員等)
 ※ 現状の寄付と比べ目的別に投資できるためインセンティブが働く
 - 市民: 市民税の1%を賛同するプロジェクトへ投資
 ※ 税金の負担と配分へ市民参加をコミットできる
- ◎3年間のプロジェクトの負担・配分・評価へ企業や市民が参加することにより、まずはプロジェクト(個別事案)に対して関心を高め、将来的には市政への関心が高い市民を増やす。次の参加のステップとしてD:実行(協働)の場面へ参加する市民を増やす。